

災害救助法が適用されている地域での被災者に対する入学検定料免除についての方針

1. 対 象

(1) 震災及び風水害等による災害救助法が適用されている地域で被災した志願者で、以下のいずれかに該当する者

- ①主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合
- ②主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合

2. 対応の内容

当該年度の入学試験の入学検定料を免除する。

3. 入学検定料の取扱い

(1) Web 出願が可能な場合

通常通りの出願手続を行う。

出願後、入学検定料返還請求申請書（任意の書式で可）を作成し必要事項を記載のうえ、本学入学センター宛に郵送する。

【記載項目】

- ①受験生氏名（漢字およびフリガナ）
- ②現住所
- ③連絡先電話番号
- ④返還請求理由（「被災した震災等の名称」と記入）
- ⑤入学検定料を返還する金融機関の店番号、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（フリガナ）
- ⑥添付書類・・・「被災（罹災）証明書」および「払込人受領書」
または「死亡又は行方不明を証明する書類」および「払込人受領書」

入学検定料返還請求申請書を確認後、入学検定料の返金手続を行います。

(2) Web 出願ができない場合

入学センターまで事前に連絡のうえ、出願手続きを行う。

- ①出願手続書類が郵送可能か伝える。
- ②出願に必要な情報については電話等で伝え、任意の書式に記入のうえ、提出する。
調査書等が出願締切日までに提出できない場合は、その旨を伝える。
- ③入学検定料は全額免除のため、振込みはしない。
- ④封筒表に「被災した震災等の名称」を朱書きする。
- ⑤添付書類・・・「被災（罹災）証明書」または「死亡又は行方不明を証明する書類」

以上